



事業系一般廃棄物の適正処理



平成 24 年度 西宮市環境美化ポスター展
【西宮市長賞 受賞作品】 西宮市立山口中学校 1年

西宮市 環境局 環境事業部

はじめに

近年、産業構造や経済システムの変化、生活様式の多様化により廃棄物の排出量は増大し、ごみの内容も多様化しています。しかしながらその一方で、最終処分場の受け入れは限界に近づき、また廃棄物の処理に要する経費も高騰しています。

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され廃棄物の増大、資源の枯渇、地球温暖化などに象徴される環境負荷が深刻な状況となっています。

平成12年度に『循環型社会形成推進基本法』が制定され、その中で事業者・市民・行政がそれぞれの役割を認識し実行することが求められています。

また、環境負荷とは生活環境に与えるマイナスの影響を指します。環境負荷には、人的に発生する廃棄物、公害、人口増加や自然に発生する気象、地震、火山なども環境負荷を与える要因とも考えられています。

このような環境問題の解決のためには、限りある資源の有効活用などの観点から、環境に配慮した行動や活動を実践していけるように、ライフスタイルやビジネススタイルを変えていく必要があります。

事業者の皆様におかれましては、本市施策へのご協力とともに、ごみ減量・再資源化の積極的な取り組みをお願いします。

目次

事業者の責務	1
廃棄物の分類	1
西宮市事業系一般廃棄物の現状	2
循環型社会とは	3
事業系ごみの流れ	3
事業系一般廃棄物の適正な処理	4
廃棄物の減量化・再資源化の推進	5
ごみ減量のメリット	5
ごみを減らすポイント	6
古紙のリサイクル	7
食品のリサイクル	7

事業者の責務

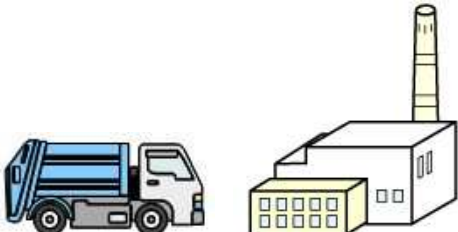

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第4条)」により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない」と定めています。

(事業系一般廃棄物とは)

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいい、事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所など営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、社会福祉施設、官公署など公共サービスの活動も含まれます。

また、事業者とは業種の種類や営利目的の有無、規模の大小にかかわらず、全ての事業者を含みます。

(例)会社・工場・事務所・商店・飲食店・寺社・寺院・理美容店・病院・薬局・福祉施設など

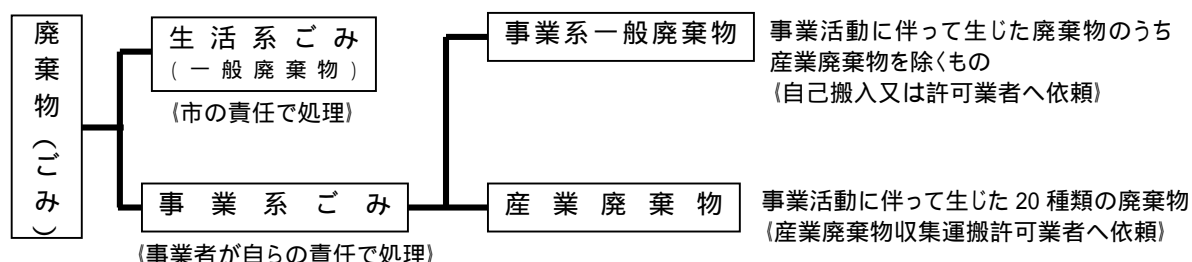
<p>事業系ごみを生活系ごみのステーションに出すことはできません</p>	<p>ごみの不法投棄は犯罪です</p>
<p>事業系ごみは、市施設への自己搬入又は許可業者に依頼するなどして適切に処理してください。</p> 	<p>ごみをみだりに投棄すると、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)又は併科に処せられます。</p> 

廃棄物の分類

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できなくなった為に不要になった物をいいます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されています。

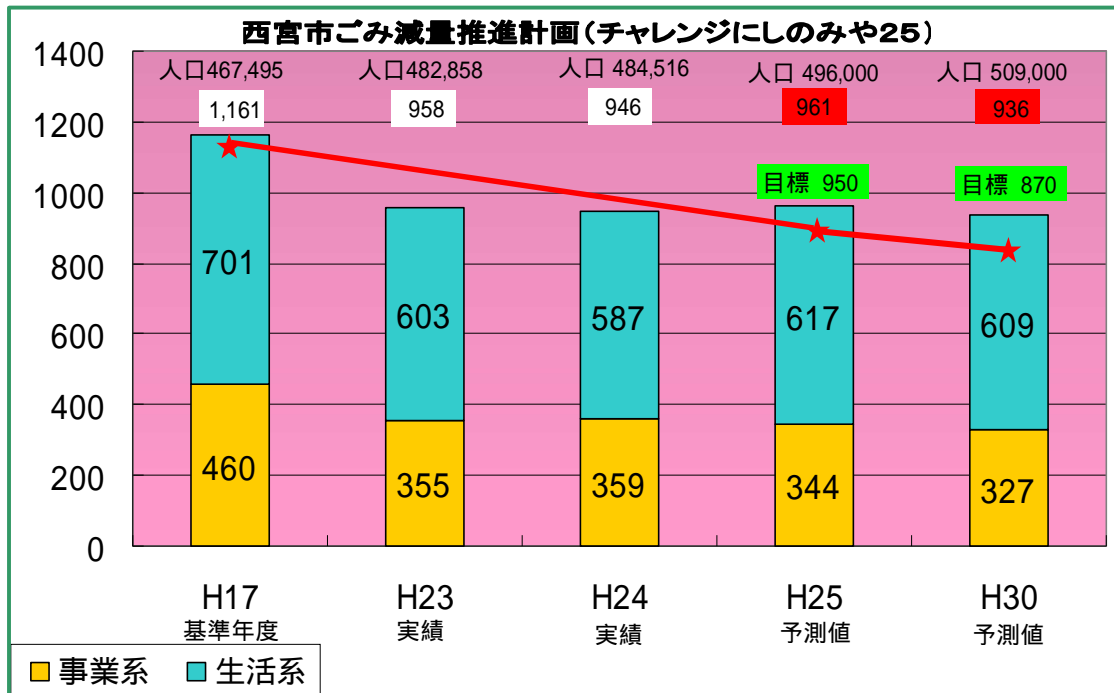
廃棄物は、家庭、工場、工事現場、事務所などあらゆる所で発生し、その種類も様々です。事業活動に伴って排出されたごみのうち、法令で定められた産業廃棄物以外のものを事業系一般廃棄物といいます。



非常事態
です。



西宮市事業系一般廃棄物の現状



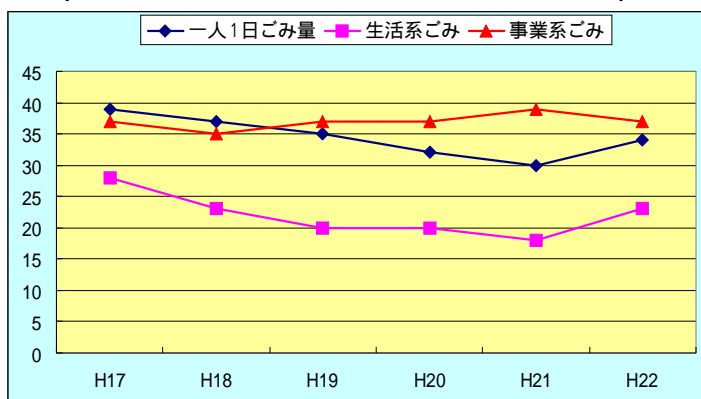
平成17年度のごみ量を基準として、平成30年度までに25%の減量を実現させるために計画を策定しました。

年々1人1日あたりのごみ排出量は減少しているが現状のままでは最終目標値870gに達成するには困難な状況になっています。

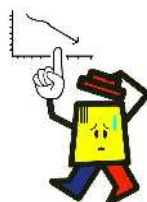
生活系と事業系に分けて、減量を推進するために様々な施策を実施しています。特に事業系では紙資源に重点をおいて推進しています。

事業所におかれましてはより一層のご協力をお願いいたします。

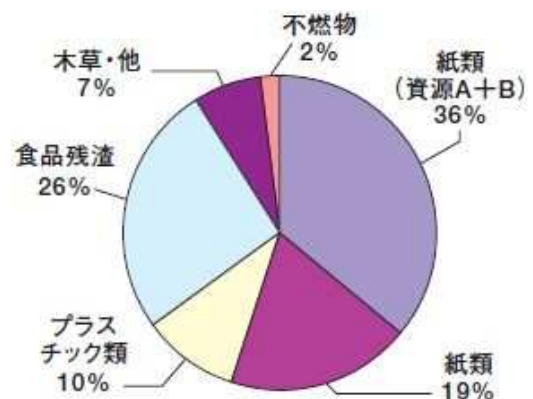
兵庫県内市町別ごみ排出量の西宮市の順位 (全41市町中一人1日あたりの排出量の順位)



事業系ごみが兵庫県下41市町中37位ワースト5です。このままでは...



事業系ごみの組成

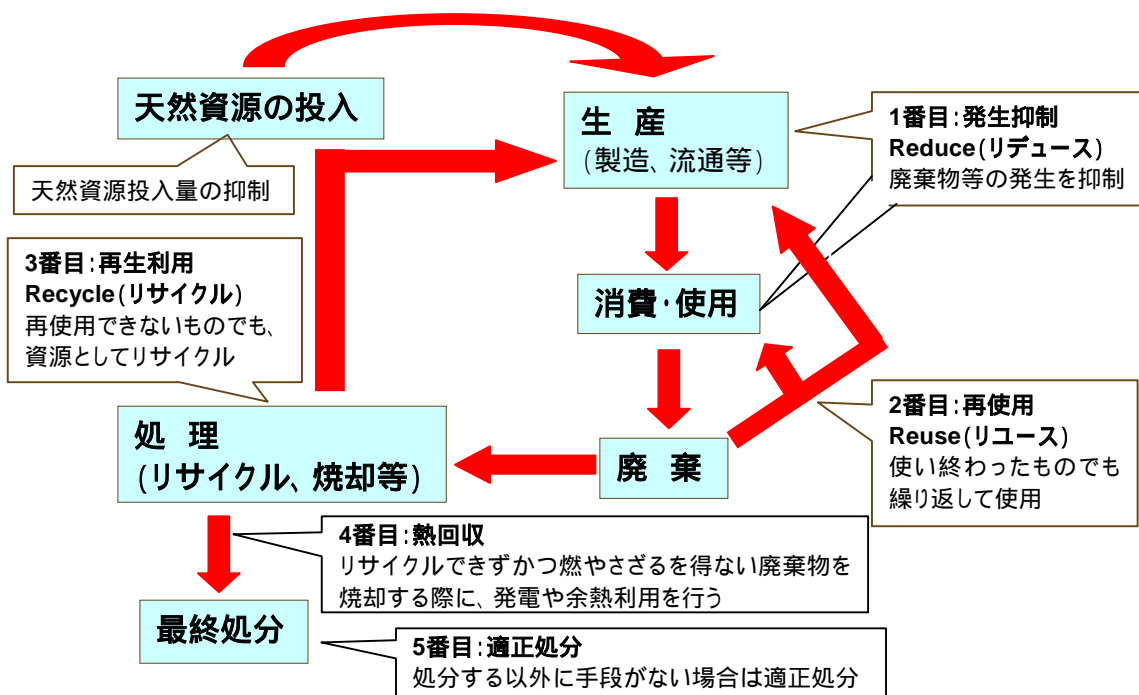


上記の円グラフは平成21年度に事業系ごみの組成検査を行った結果です。

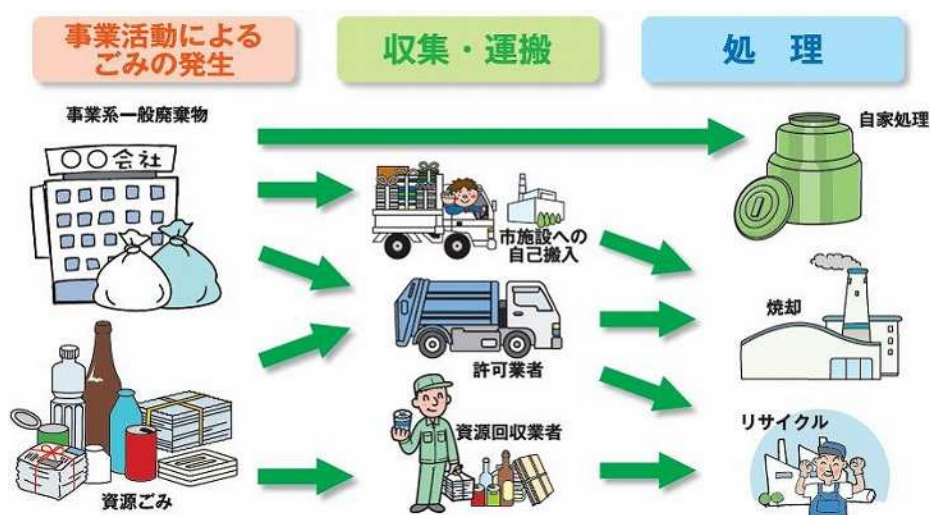
資源になり得る紙類が多量に含まれているのが分かります。

循環型社会とは

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減される社会です。



事業系ごみ収集の流れ



【このような「ごみ」も事業系ごみです】

お茶がら、従業員の食べ残しや弁当がら、伝票・書類などの紙類、飲食店・従業員食堂から出る調理くずや残飯くず。

どんなにわずかでも有料で処理する必要があります。

事業系一般廃棄物の適切な処理

【市の許可業者に収集運搬・処分を委託する方法】

ごみの収集運搬を依頼する場合には、市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者に委託をしてください。

(西宮清掃事業協同組合 TEL:0798-36-7806)



名称・所在地	連絡先	名称・所在地	連絡先
(株)リリ - フ 西宮浜4丁目1番27号	0798-26-6980	中澤総業(株) 西宮浜3丁目28番	0798-36-1434
(株)大協 鳴尾浜2丁目16号	0798-47-3212	(有)兵庫陸運 西宮浜3丁目27番	0798-35-7222
(株)ヤマサ環境エンジニアリング 西宮浜3丁目2番2	0798-26-3555	(株)ダストマンサービス 西宮浜1丁目14番	0798-22-5341

古紙やダンボールなど再生利用を目的とする一般廃棄物の処分を委託する場合には、資源回収業者に依頼することも可能です。

(西宮古紙リサイクル協力会)



名称・所在地	連絡先	名称・所在地	連絡先
共栄紙業(株) 西宮浜2丁目28	0798-38-0302	マツダ(株) 西宮工場 西宮浜1丁目8番	0798-22-3250

【事業者自ら市の処理施設に搬入する方法】

処理施設に持ち込みできるのは、一般廃棄物に限ります。なお、一度に多量の持ち込みはお断りする場合があります。

一般廃棄物でも、適正処理困難物や一部危険物などは市の処理施設では受け入れできません。

処理施設では自己搬入の曜日・時間や搬入できるごみが決まっています。必ず事前に申込を行ってください。

(持ち込む前日までに要予約)

ごみ電話受付センター	0798-22-6600	月～金曜日(祝日を含む)	9:00～19:00
		土・日曜日	9:00～17:00

(持ち込む場所)

西部総合処理センター - 西宮浜3丁目8番	0798-22-6601	《搬入日》月～土曜日 (祝日を含む)	不燃・粗大	8:00～15:30
			可燃	8:00～16:30

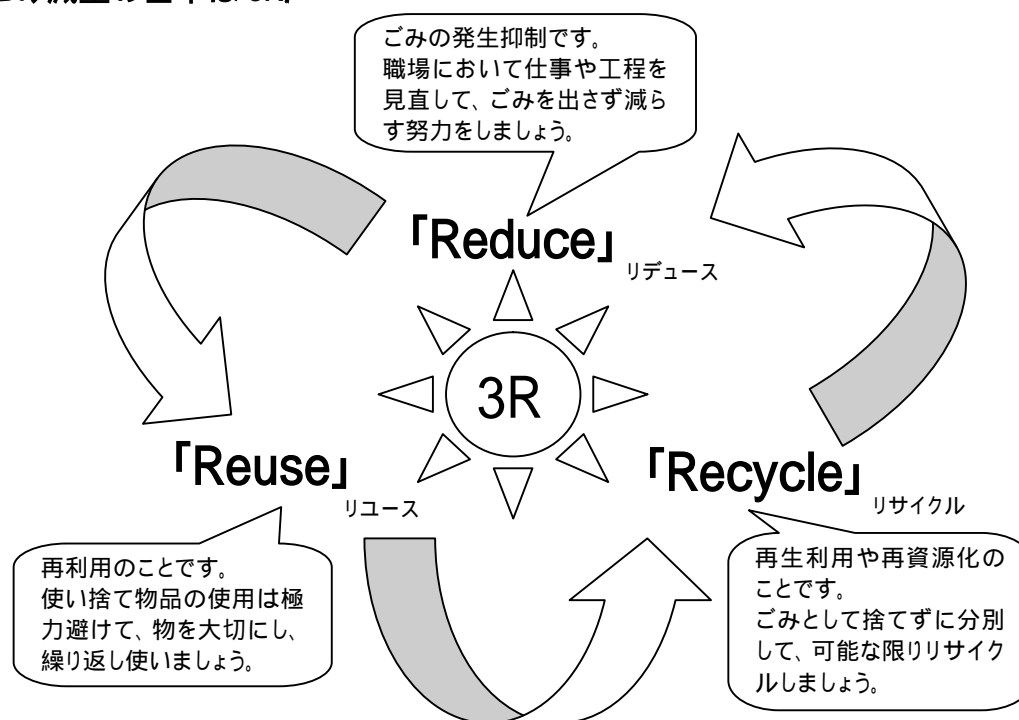
(処理手数料)

可燃ごみ	10kgまでごとに 90円加算
不燃ごみ・粗大ごみ	10kgまでごとに 120円加算



廃棄物の減量化・再資源化の推進

〈ごみ減量の基本は3R〉



ごみ減量のメリット

環境負荷の低減

ごみ処理において、収集運搬、焼却、埋め立て時に、CO₂が発生するので、ごみの減量をすることにより、環境への負荷が低減します。

企業のイメージアップ

地球環境や自然生態系への問題に大きな関心が高まっています。環境問題を軽視した企業は時代遅れになりつつあります。ごみ減量やリサイクルを推進することは、CSR(企業の社会責任)活動の一部となり、企業ブランドの向上、企業価値の増大に役立ちます。

コスト削減

事業を行う限り、ごみの処理費用は必要経費になります。設備や事務用品などの浪費・無駄使いを減らして、職場での体系的な節約を行うことで、ごみの減量化、経費の削減、効率化が期待されます。

ごみを減らすポイント



ごみの種類や発生量は、事業内容や規模によって変わります。それぞれの実態に合わせて適正なごみ処理を行いましょう。

リデュース(ごみの発生抑制をする)

ごみになるものを「買わない」「作らない」「不要になるものは受け取らない」などにより、廃棄物や資源化物の発生そのものを抑制します。廃棄物の処理やリサイクルの必要量自体を減らすことが、資源・エネルギーの投入を抑える効率的な手法です。

製造事業者

- ・ごみになりにくく、リサイクルしやすい製品づくり
- ・ごみを出さない製造技術の開発

流通事業者

- ・運搬、搬送時の通い箱の使用
- ・繰り返し使用できるものや、リサイクルしやすい梱包材の使用

販売事業者

- ・商品の簡易包装
- ・マイバッグ持参運動やレジ袋の有料化などを導入し、レジ袋の削減に取り組む
- ・再生品やリサイクルしやすいものなど環境にやさしい商品の購入

食品関連事業者

- ・仕入れや調理の工夫による生ごみの減量化



リユース(再使用)

一度使用したものをすぐに捨てるのではなくそのまま何度も使用したり、使える部分を取り出して新たな製品を作ることも再使用につながります。製品を生産するための資源を節約し、環境に与える負荷を下げることができます。

販売事業者

- ・リターナブルびんや詰め替え可能な容器製品を販売

事務関連事業者

- ・コピー機、パソコンプリンターなどのトナーカートリッジは、メーカー回収などにより再使用

リサイクル(再生利用)

不要になったものに手を加え、再び原材料として利用します。回収や選別・リサイクルにコストやエネルギーが必要になりますが、新たな素材の使用量や廃棄物の発生を減らすことができます。

食品関連事業

- ・仕入れや調理の工夫による生ごみの減量化
- ・残飯や調理くずの食品リサイクルに努める

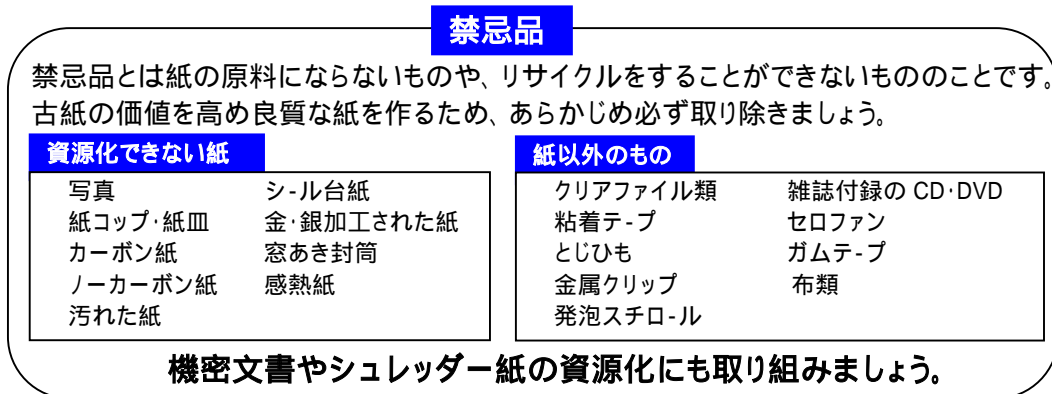
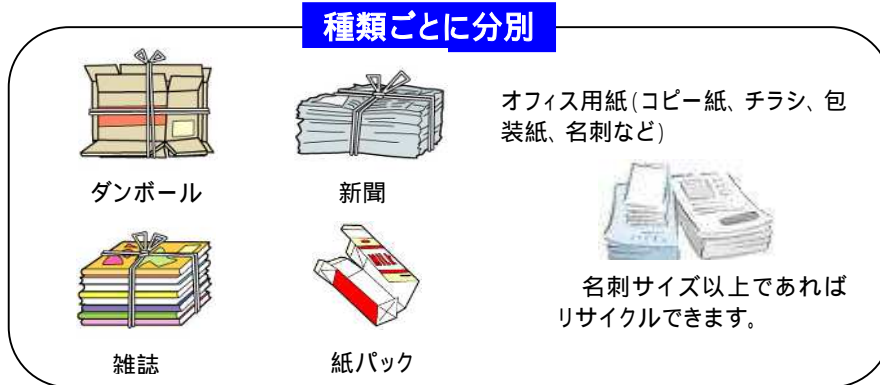
事務関連事業者

- ・再生紙や再生品、リサイクルしやすい事務用品の使用



古紙のリサイクル

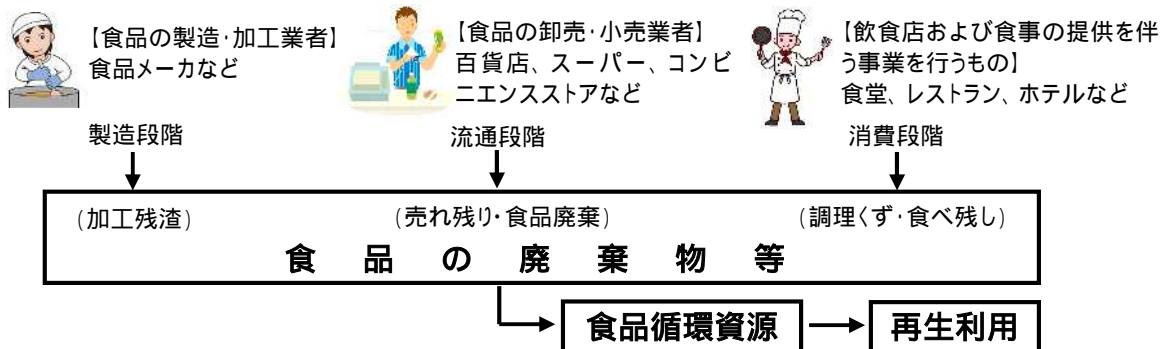
西宮市で事業系の可燃ごみの組成で一番多いのが、紙類です。再生可能な古紙の分別リサイクルを積極的に取組みましょう。



食品のリサイクル

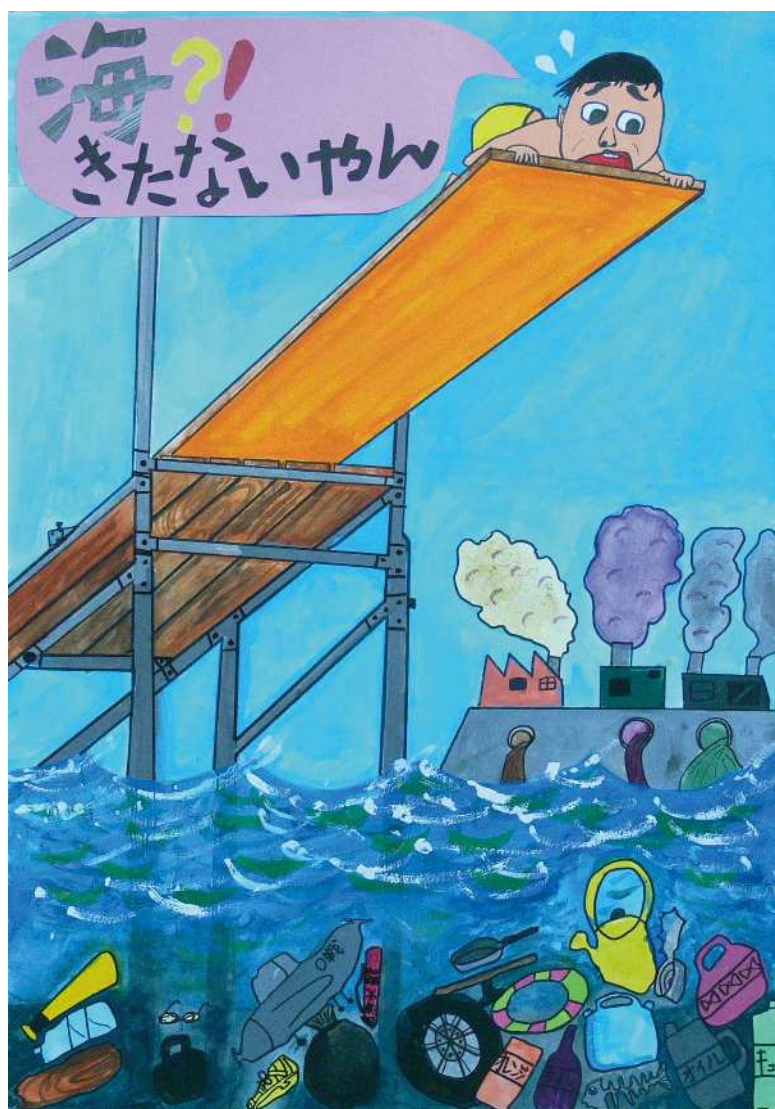
食品廃棄物等の排出の抑制と資源としての有効利用を推進するために平成 12 年に食品リサイクル法が制定されました。

食品の「製造」「流通」「消費」「廃棄」等の各段階で食品廃棄物に係わるものが、一体となって、まず食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組み、次いで食品循環資源の再生利用および熱回収、ならびに食品廃棄物等の減量に取り組むことで、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざしましょう。



【食品リサイクルに関する問い合わせ先】

農林水産省近畿農政局 兵庫農政事務所農政推進課 TEL: 078-331-9951



平成 24 年度 西宮市環境美化ポスター展
 【西宮市長賞 受賞作品】 西宮市立鳴尾東小学校 5 年

廃棄物に関する問合せ先		
一般廃棄物全般に関すること	美化企画課	0798-35-8653
事業系一般廃棄物の収集運搬の許可に関すること		0798-26-5042
事業系一般廃棄物の処理に関すること	施設管理課	0798-22-6601
一般廃棄物の不法投棄に関すること	美化第2課	0798-41-6265
産業廃棄物に関すること	産業廃棄物対策課	0798-35-3278